

■第350回食品安全委員会

日時：平成22年10月7日（木）14：00～14：42

傍聴者：6名

議事概要：

（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

1）「pG1u株を利用して生産されたグルカナゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- *多糖類であるグルカンの加水分解に使用される食品添加物です。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）添加物「2-（3-フェニルプロピル）ピリジン」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*食品中に天然に存在することが確認されていない成分です。欧米において、焼菓子、スナック菓子、グレービーソース類、朝食シリアル類、香辛料、調味ソース・スプレッド・付合せ類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2）添加物「2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*ライ麦パン、ポップコーン等の食品中に存在し、また、コーヒー及び落花生の焙煎並びに豚肉、子めん羊肉等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、朝食シリアル類、ソフト・キャンデー類、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

3）農薬「アミトロール」に係る食品健康影響評価について

・アミトロールの一日摂取許容量（ADI）を、 $0.0012\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。小麦及び大麦等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

4）農薬「ペンディメタリン」に係る食品健康影響評価について

・ペンディメタリンのADIを、 $0.12\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、はくさい、ねぎ等に使用します。魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）食品安全委員会の9月の運営について

- ・事務局から報告。

（4）食品安全関係情報（8月28日～9月10日収集分・9月11日～9月24日収集分）について

- ・事務局から報告。

（5）その他

・小泉委員長から、最近、毒キノコが誤って販売される事例のほか、毒キノコによる食中毒事例が相次いで発生しているが、きのこ狩りに出掛ける際は、毒キノコを採取しないよう十分注意をお願いしたい旨の発言があった。